

ギフトカード利用約款

第1条（本約款の趣旨）

本約款は株式会社ワンダーテーブル（以下「当社」と言います）が発行するギフトカード（以下「本カード」と言います）のご利用について規定するもので、本カードの所持者（以下「お客様」と言います）は、本利用約款（以下「本約款」と言います）に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り以下の通りとします。

1. ギフトカード

当社発行のカードで、販売時に入金されている金額をもって当該カード取扱店において商品を購入することができる機能を備えたもの（以下「本カード」と言います）を言います。

2. お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意及び承諾した上で、当社（当社から引き渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引き渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方を言います。

3. 商品

当社各店にて販売する商品（ギフトカード、金券類、一部商品を除く）、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものを言います。

4. ギフトカード取扱店

ピーター・ルーガー・ステーキハウス 東京（以下「取扱店」と言います）を言います。

5. バリュー

お客様が商品の給付を当社に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます（なお、本カードの最終利用日現在における当該本カードのバリュー残余数量を、以下「残高」と言います）。

6. 商品購入による利用

商品の給付を受けるために必要な残高を有する本カードを取扱店に提示することにより商品の給付を請求し、かつ当該商品の給付を受ける行為の総称を言います。

7. 残高照会

本カードを取扱店に提示することにより、またはその他の当社が指定する方法により、当該本カードのバリューの残高を確認する行為を言います。

8. ご利用

本カードの商品購入による利用、および残高照会の行為を総称して「ご利用」と言います。

第3条（カードの発行）

当社は、取扱店において本カードを発行するものとし、お客様は、本約款に規定する金額以上の金員を取扱店に対してお支払いしていただくことにより、本カードの交付を受けることができるものとします。

第4条（本カードのご利用）

お客様は、当社が指定する取扱店においてのみ、本カードをご利用いただけるものとします。

第5条（利用の方法）

1. 本カードにて商品をご購入される場合には、取扱店内のレジにて本カードを交付いただくものとします。本カードに入金された金額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にてお支払いされた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額およびお支払い後の本カード残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りが無いかを確認するものとします。この場合当該レシートの受取時にお客様から特定の申し出がない限り、お客様が当該記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなすものとします。
2. お支払いの際に本カードの使用は1枚に限らせていただきます。交付いただいた本カードの残高が商品合計金額に満たない場合は、不足分を取扱店が指定する決済方法にてお支払いいただくものとします。
3. 本カードを複数枚お持ちであっても、各本カード残高を1枚の本カードに統合することはできません。

第6条（残高照会の方法）

1. お客様は、前条第1項に規定するレシートによる残高照会のほか、本カード裏面に記載のQRコードを読み取ることにより、本カードの残高照会をすることができます。
2. 当社の指定するウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された16桁のカード番号と裏面に記載された6桁のPIN番号（スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていただくと6桁の数字が現れます）が必要です。
3. 当社の指定するウェブサイトにおいては、残高のほかご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が決めるものとします。

第7条（換金）

1. 本カード自体または本カード残高の換金、返金及び払い戻し等はいたしません。
2. 前項にかかわらず、社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により本カードの取り扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的にお客様は当社に対して本カードの残高の払い戻しを求めることができるものとします。この場合、当社所定の方法に従って、本カードの残高照会の結果に基づき払い戻しを行うものといたします。
3. 前項の払い戻しを行った場合は、当社は、お客様より本カードを回収させていただくことといたします。

第8条（再発行）

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カードの機能停止、返金、または再発行はいたしません。

2. カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないで下さい。
3. 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がおお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。
4. その際、当社は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引き渡しを求めることができます。なお、新しいカードの発行にあたっては、本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものといたします。

第9条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社は、お客様に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様の本カードを当社に引渡しいただくものといたします。
 - ①お客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
 - ②本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
 - ③本約款に違反した場合
 - ④その他本カードの利用が不正であると当社が認める場合
2. 当社が前各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。
3. お客様は前1項の場合においても、払い戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第10条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

本カードは発行日より6か月間ご利用いただけます（第6条に定める残高照会より有効期限はご確認いただけます。）。有効期限を過ぎますと無効となり、お客様は、本カードのご利用、残高の払い戻し請求、その他本カードに関する一切の権利を行使することができません。

第11条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により本カード取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。その際、本カードがご利用いただけないことから不利益または障害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第12条（質権等担保権設定の禁止）

1. お客様は、本カードに質権等の担保設定を一切することができないものとします。
2. 当社はお客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブルに一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないこととします。

第13条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用及び取引に関してお客様と当社または取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第14条（本約款の変更）

1. 当社は当社の判断において当約款をお客様に事前通知することなく変更することができるものとします。
2. 本約款を変更するときには、変更後の約款を取扱店の店頭あるいは当社に所定の期間備え置くものとします。

第15条（お問合せ窓口）

本カードの利用その他の本約款に関するお問い合わせは、次の通りとするものとします。

附則：本約款は、2023年9月11日からこれを適用します。

《発行元》

株式会社ワンダーテーブル

〒163-1422 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー22F

<https://wondertable.com/>